

今回のテーマ： 2024年3月期決算における留意事項

2024年3月期決算において、留意すべき主な税制改正事項はつぎのとおりです。

特定資産の買換えの見直し

改正内容	<ul style="list-style-type: none">既成市街地等の内から外への買換えが適用対象から除外所有期間10年超の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えにつき圧縮割合の見直し <p>① 東京23区→産業等集中地域（東京23区、武蔵野市、三鷹市、横浜市、川崎市、大阪市など）外の本店の移転を伴う買換え：圧縮割合80%→90%</p> <p>② 産業等集中地域外→東京23区の本店の移転を伴う買換え：圧縮割合70%→60%</p>
------	--

研究開発税制の見直し

一般型	<p>① 試験研究費割合（試験研究費/過去3年平均売上金額）が10%超の場合は税額控除上限額最大35%。</p> <p>② 一般試験研究費の額に係る税額控除率の拡大2%～10%→1%～14%</p>
オープンイノベーション型	新規高度研究業務従事者（博士号取得者や外部研究者）の person 費/試験研究を行う者の person 費＝前年度比3%以上増加の場合、新規高度研究業務従事者 person 費の20%を税額控除

オープンイノベーション促進税制の見直し

新規出資型 （出資による取得）	スタートアップ企業（設立10年未満の国内外非上場企業）の株式を取得する場合、取得価額の25%を所得控除（損金算入）（上限額は12.5億円/件）
M&A型 （購入による取得）	スタートアップ企業（設立10年未満の国内非上場企業）のM&A（議決権の過半数、5億円以上の取得）を行った場合、取得した発行済株式の取得価額の25%を所得控除（損金算入）（上限額は50億円/件）

お見逃しなく！

2024年3月期以前からの留意すべき改正事項

- 消費税法関係：適格請求書発行事業者以外の者からの23年10月以降の課税仕入については、
 - 課税仕入れ等の税額×80%を仕入税額とみなして控除。
 - 一定の事項を記載した帳簿および適格請求書等の保存が必要。
 - 消費税の計算（売上税額の計算と仕入税額の計算）方法については、割戻し計算方式に加え、積上げ計算方式が選択可能。
- 配当に係る源泉税：完全子法人株式等と発行済株式総数の1/3超を直接保有する株式等の配当等に係る所得税の源泉徴収を行わない。
- 電子帳簿保存法：要件（タイムスタンプの付与など改ざん防止措置、「日付・金額・取引先」の検索機能確保、いつでもデータ閲覧できるようディスプレイやプリンタの設置、システムのマニュアルや手順書の備え付け）を満たした電子取引データ保存の義務化など。